

さいたま緑のトラスト保全地の保全管理に関する基本方針

平成 22 年 3 月 22 日理事会決定

さいたま緑のトラスト運動は、ふるさと埼玉の優れた自然及び貴重な歴史的環境を開発から守り、県民共有の財産として後世に残すため、県民や企業の皆様からいただいた税金や寄附金などを「さいたま緑のトラスト基金」（昭和 60 年、埼玉県条例により設置）に積み立て、公有地化を進める運動です。

この運動を進めるため、埼玉県では昭和 59 年 8 月に財団法人さいたま緑のトラスト協会を設立し、普及啓発や県民の皆様と協力してトラスト保全地の保全管理などの活動を行っています。

それぞれのトラスト保全地は、立地条件や歴史、地域住民との関わりなどが異なりますが、これらを良好な状態で末永く将来にわたり保全していく必要があります。

そこで、ここにトラスト保全地の保全管理に関する 5 つの基本方針を示します。

埼 玉 県
財団法人さいたま緑のトラスト協会

1 県民主体の保全管理を進めます

県民の共有財産であるトラスト保全地の保全管理は、ボランティア活動によるなど県民主体の保全管理を進めます。

2 周辺地域との調和を保ちます

地域住民との相互理解に基づいて、トラスト保全地と地域の自然環境や歴史的景観、文化遺産との調和を保ちます。

3 生物多様性を保全します

外来種の排除及び在来種の保護など「持ち込まない・持ち出さない」を原則として、トラスト保全地において生物多様性を保全します。

4 里地里山として保全再生に努めます

人の手によって維持されてきた里地里山として、トラスト保全地の良好な保全再生に努めます。

5 県民の利用を促進します

県民が環境教育や自然体験を行う場として、トラスト保全地の積極的な利用を促進します。

(財団法人は平成 24 年 4 月 1 日から公益財団法人になりました。)